

厚生労働大臣
福岡 資麿 様

「年金改正」にあたっての緊急要求と基本要書

2024年11月28日

全日本年金者組合
中央執行委員長 杉澤 隆宜

2025年通常国会に「年金改正案」が上程されます。全日本年金者組合は、今回の「年金改正」が高齢者の命と暮らしを守り、若い人・現役労働者の将来受給する制度の改善につながるよう求めます。

国は、2004年年金改正に基づく改革で基本的な仕組みは概ね完成した（財政制度審議会財政制度分科会資料）とされ、全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋（改革工程）に基づき、令和6年度の社会保障関係費は、社会保障関係費の実質的な伸びを高齢化による増加分におさめる方針を達成したとされています。

一方、5年間で防衛費を総額43兆円にまで増やす政府の閣議決定以後、安保3文書に基づく大軍拡が行われていて3年間で、約3.2兆円の増額となっています。

年金支給額は高騰する物価に追いつかず、医療・介護保険料の増額や一部負担の増加、消費税負担により高齢者（年金生活者）の生活の窮状は見過ごせなくなっています。

「軍事費を削って福祉に回せ」の要求は高齢者、国民の切実な願いです。

私たちは、年金引き下げ違憲訴訟を闘い、全国で「年金下げな」の声をあげ続け、高齢者とりわけ女性の年金の低さを社会的に可視化してきました。そして常に若い人も高齢者も安心して暮らせる年金制度の実現を求めてきました。

今、年金制度に求められる緊急政策は、低年金の底上げ、下がらない年金制度への改善、国連・社会権規約委員会から2度にわたって勧告されている最低保障年金制度の創設です。

つきましては、次期「年金改正」に向けて「緊急要求」及び「抜本的基本要書」を下記のとおり申し入れますので、趣旨をご理解いただき改善を実現していただきますようお願いいたします。

要 求 事 項

1. 積立金及び運用益を活用した緊急要求

1) マクロ経済スライドを廃止し、物価上昇を上回る年金額の引き上げ

- ① マクロ経済スライドを廃止し、物価スライド制の完全実施を基本とし、物価上昇を上回る年金額に引き上げること。
- ② 厚生年金制度のマクロ経済スライドは、2025年度で終了すること。

- ③ 基礎年金のマクロ経済スライドも厚生年金と同時に終了させること。
- 2) 基礎年金拠出金は現行制度を基本とし、国民年金勘定が負担する拠出金財源が不足する場合は国庫で負担し、厚生年金勘定から負担する仕組みは行わないこと。
- 3) 基礎年金の底上げ措置を行うこと。
 - ① すべての高齢者に老齢基礎年金の国庫負担額は納付期間に関わらず一律3.4万円とし、低年金の底上げを図ること。
 - ② 老齢基礎年金の満額は生活保護基準を上回る水準とすること。
- 4) 高齢者、とりわけ女性の低年金の改善を図ること。
 - ① 老齢厚生年金の額計算の基礎となる平均標準報酬額の最低保障額を大幅に引き上げること。
- 5) 年金の支給は隔月払いから毎月払いに改善すること。
- 6) 年金積立金を計画的に取り崩し、給付の改善や保険料引き下げの財源に回すこと。

2. 公的年金制度の抜本的な基本要

1) 最低保障年金制度の創設要求

- ① 高齢者が安心して暮らせるよう基礎年金制度を全額国庫負担による最低保障年金制度に改め、すべての高齢者に月額8万円を支給すること。
- ② 国民年金第一号被保険者等で保険料納付期間を有する方には納付期間に応じて国民年金制度から上乗せ給付をすること。
- ③ 厚生年金被保険者には厚生年金保険制度から上乗せ（定額部分+報酬比例年金）給付をすること。ただし、定額部分の基礎年金部分は除くこと。
- ④ 最低保障年金の財源は、大企業、富裕層などの不公正税制の是正や軍事費等を減額し消費税を除く一般財源で行うこと。

2) 国民年金及び厚生年金保険に関する制度要求

- ① 国民年金の強制加入期間の延長は行わず、下記の任意加入制度の改善を図ること。
 - ・ 保険料納付期間の上限を45年540月とし年金額を5年分増やすこと。
 - ・ 老齢厚生年金の定額部分の上限を45年540月とし基礎年金に反映させること。
 - ・ 任意加入期間に免除制度を設けること。
 - ・ 老齢基礎年金の繰上げ制度は任意加入中であっても受給できるようにし、65歳時点で改定すること。

- ② 年金給付に関する基本権及び支分権の時効制度を撤廃すること。

3) 育児休業期間を免除期間とすること。

- ① 被保険者種別に関わらず3歳までの育児休業期間を保険料納付済期間として扱うこと。
- ② 老齢基礎年金など年金額を計算する育児休業期間は保険料納付済期間として計算すること。

4) 厚生年金保険の適用拡大等に関する要求

- ① パート・非正規労働者の改善

- ・週20時間以上のパート・非正規労働者の適用拡大を図ること。
 - ・全国一律の最賃を時給1500円以上とすること。
 - ・社会保険料負担を緩和するため、中小零細企業への財政支援を行うこと。
- ② 二以上の厚生年金適用事業所に勤務する被保険者の標準報酬月額等の適正な把握と適用漏れの防止に努めること。
- 5) 標準報酬月額表の見直し
- ① 標準報酬月額の上限を健康保険と同様の139万円まで引き上げること。
また、標準賞与額が支給される被保険者と年俸制の被保険者の負担の公平を図るための措置を講ずること。
- ② 社会保険料負担を緩和するため、中小零細企業への財政支援を行うこと。
- 6) 厚生年金保険料の労使負担割合の見直し
- ① 厚生年金保険料の労使負担割合を事業主7割、労働者3割とすること。
- ② なお、小規模事業所(被保険者5人未満)の保険料負担は、事業主5割、国庫負担2割、労働者3割とすること。

3. 障害年金及び遺族年金の支給要件の改善要求

1) 障害厚生年金に関する要求

- ① 初診日に厚生年金加入者でない場合であっても、厚生年金被保険者期間がある者には被保険者期間に応じた障害厚生年金を支給すること。
- ② 初診日に厚生年金被保険者でない場合にあっては、退職後1年以内に初診日がある場合及び厚生年金被保険者期間が20年以上ある場合は、被保険者期間に初診日があるものとみなすこと。

2) 遺族厚生年金に関する要求

- ① 死亡日に厚生年金被保険者でない場合であっても、厚生年金被保険者だった者には被保険者期間に応じて遺族厚生年金を支給すること。
- ② 死亡日に厚生年金被保険者でない場合は、退職後1年以内に死亡日がある場合は被保険者期間に死亡したものとみなすこと。
- ③ 老齢厚生年金の受給資格期間満了者及び受給権者が死亡した場合は被保険者期間の長短に関わらず長期要件の遺族厚生年金を支給すること。
- ④ 併給調整にあたっては、機械的選択方法ではなく年金額に応じて一定の併給限度額を定め低年金者の生活改善を図ること。
- ⑤ 遺族年金未受給者の老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ申出を認めること。
- ⑥ 遺族厚生年金の「支給要件の男女差」の解消にあたっては受給者に有利な取扱に合わせること。
- ⑦ 若年者の遺族厚生年金制度は廃止しないこと。

以 上